

「青天の霹靂」デザインの商標使用に関する管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森県に帰属する「青天の霹靂」のロゴマーク、シンボルマーク及びロゴタイプの商標権（以下「デザイン」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(デザインの使用範囲)

第2条 デザインは、次の場合に使用できるものとする。

- (1) 別表1に掲げる指定区分の商品に使用する場合
- (2) その他「青天の霹靂」の認知度向上等のため指定区分以外の商品及び役務に使用する場合

(管理を行う機関)

第3条 デザインに係る使用の許可及び管理は、青森県が行う。

(使用申請)

第4条 デザインを使用しようとする者は、あらかじめ「青天の霹靂」デザインの商標使用許可申請書（別記様式第1-1号。以下「デザイン使用申請書」という。）を青森県農林水産部総合販売戦略課長（以下「総合販売戦略課長」という。）に提出し、使用許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、「青天の霹靂」米袋用統一デザイン（別記1。以下「米袋用デザイン」という。）を使用しようとする者は、「青天の霹靂」デザインの商標使用許可申請書（米袋用統一デザイン）（別記様式第1-2号。以下「米袋用デザイン使用申請書」という。）により使用許可を受けなければならない。なお、本要綱による無洗米及び特別栽培米の区分は、次のとおりとする。

(1) 無洗米

うるち精米のうち、洗米せずに炊飯に供することを目的として調整されたもの

(2) 特別栽培米

青森県特別栽培農産物認証要綱に従い認証を受けたもの

3 申請書には、デザインを使用しようとする商品等の見本（以下「見本」という。）を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、デザインを使用する商品等が確認できる写真、図案等を添付するものとする。（米袋用デザインの場合は不要。）

(使用許可)

第5条 総合販売戦略課長は、デザイン使用申請書及び米袋用デザイン使用申請書の提出があったときは、次の各号の審査基準に基づきその内容を審査し、いずれにも該当しない場合は、「青天の霹靂」デザインの商標使用許可書（別記様式第2号。以下「許可書」という。）により使用を許可する旨を、いずれかに該当する場合は、「青天の霹靂」デザインの商標使用不許可通知書（別記様式第3号。）により使用を許可しない旨を通知するものとする。

- (1) デザインの使用によって商品の品質の誤認または他社の商品との混同を生じさせる恐れがあると認められる場合
 - (2) 別に定める「青天の霹靂デザイン、コンセプト使用マニュアル」の「デザイン使用にあたっての遵守事項」に合致していないと認められる場合
 - (3) 立体物で、その表現がデザインの立体物と認められない場合
 - (4) 宗教的行事、政治活動、暴力団活動等に使用すると認められる場合
 - (5) デザインの使用によって迷惑行為その他社会的な問題が生じる恐れがある場合
 - (6) その他デザインの使用が適当でないと認められる場合
- 2 総合販売戦略課長は、前項の規定により許可をするに当たり、必要と認める場合は条件を付すことができる。

(使用許可の期間)

第6条 デザインの使用許可の期間は、使用を許可した日から起算して3年以内とする。

- 2 使用許可の期間満了後において、引き続きデザインを使用しようとするときは、改めて第4条の申請を行い、前条の許可を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第7条 第5条の許可書の通知を受けた者（以下「使用者」という。）は、デザインの使用に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第5条により許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- (2) デザインの表示は、別に定める「青天の霹靂デザイン、コンセプト使用マニュアル」のとおりとすること。
- (3) 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- (4) デザインの使用に関する事故又は苦情等については、誠意をもってその責任のもとに必要な措置を講じること。
- (5) 第三者が商標権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、ただちに青森県に連絡すること。

- (6) 第三者との係争、審判、訴訟等について、青森県に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- (7) デザインを付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、青森県に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (8) 青森県がデザインの使用に関し調査を行う場合は、報告を求められた内容を回答しなければならない。また、青森県に提出を求められた商品及びその他資料を提出しなければならない。
- (9) デザインの使用に際して、故意又は過失により青森県に損害を与えた場合、これによって生じた損害を青森県に賠償すること。
- (10) 米袋用デザインは、「青天の霹靂」の精米販売用米袋以外に使用しないこと。
- (11) デザインの使用許可を受けて製作した米袋を使用許可を受けていない者に使用させないこと。また、販売しないこと。

(使用許可の変更)

第8条 使用者は、使用許可を受けた事項に変更が生じるときは、「青天の霹靂」デザインの商標使用許可変更申請書（別記様式第4号。）に許可書及び変更後の見本を添えて総合販売戦略課長に提出し、改めて変更後の許可書の交付を受けなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、デザインを使用する商品等が確認できる写真、図案等を添付するものとする。

(使用許可の取り下げ)

第9条 使用者は、デザインを使用する必要がなくなったときは、「青天の霹靂」デザインの商標使用中止届（別記様式第5号。）に許可書（変更があったときは変更後のもの）を添えて総合販売戦略課長に届け出なければならない。

(使用許可の取り消し)

第10条 青森県は、前条の届出をしていない者であっても、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 使用者が第5条の使用許可の審査基準のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) その他「青天の霹靂」のイメージに重大な支障を及ぼす行為があったとき。

2 前項の規定により使用の許可が取り消しになった者は、使用許可取り消し後2週間以内に、商品等を廃棄しなければならない。

3 青森県は、使用者が前項の規定により使用の許可を取り消され、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第11条 デザインの使用料は、無料とする。

(権利譲渡の禁止)

第12条 使用者は、第5条の許可を受けた権利を第三者に譲渡し、又は再許諾することができない。

(商標の管理)

第13条 青森県は申請書を審査し使用許可又は不許可を行った場合は、次に掲げる事項を管理台帳に記載し、総合販売戦略課内に備え置くものとする。

- (1) 申請年月日
- (2) 申請者名・住所
- (3) 使用目的
- (4) 審査結果
- (5) 許可番号
- (6) 許可年月日
- (7) 満了年月日

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については、青森県が別に定める。

付則 この要綱は、平成27年3月27日から施行する。

付則 この要綱は、平成27年8月26日から施行する。

付則 この要綱は、平成29年9月13日から施行する。

別表1（第2条関係）

指定商品・役務及び区分

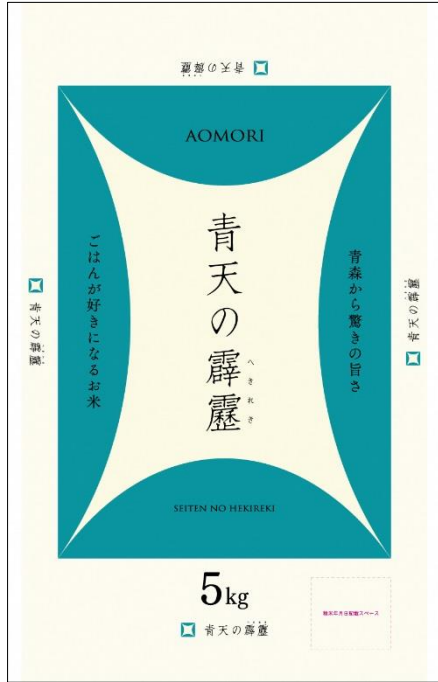
第30類	菓子、パン、サンドイッチ、中華まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイ、穀物の加工品、ぎょうざ、しゅうまい、すし、たこやき、弁当、ラビオリ、即席菓子のもと、酒かす、米、脱穀済みのえん麦、脱穀済みの大麦、食用粉類
第32類	ビール、清涼飲料、果実飲料、飲料用野菜ジュース、乳清飲料
第33類	日本酒、洋酒、果実酒、酎ハイ、薬味酒

別記1 (第4条関係)

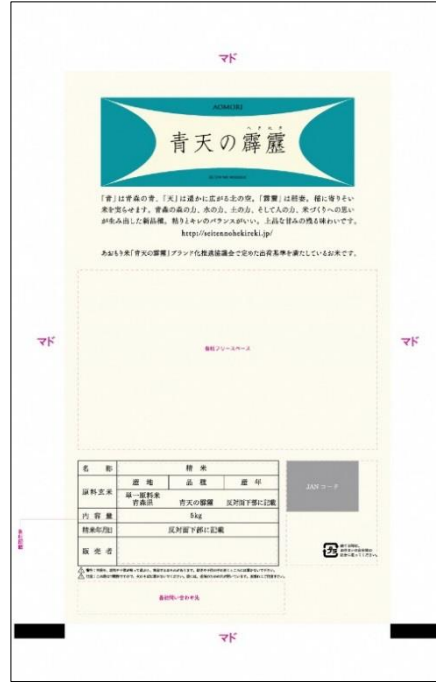
「青天の霹靂」米袋用統一デザイン

1 5kg用米袋 (H470mm×W300mm)

(1) 表面

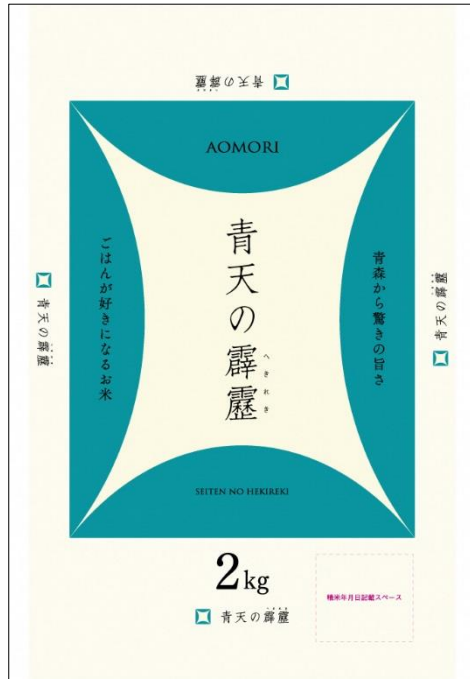


(2) 裏面

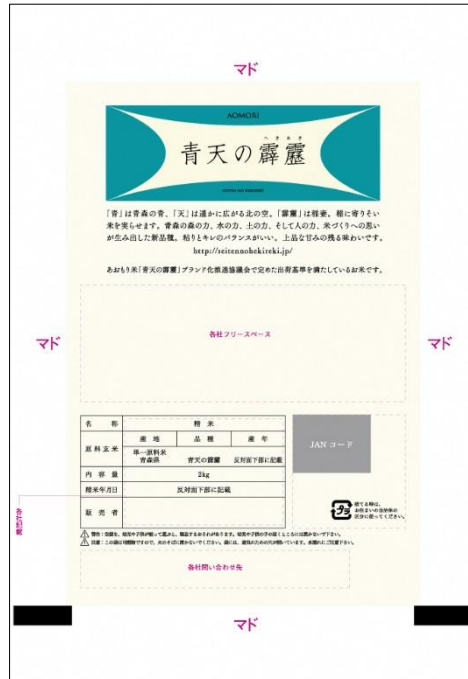


2 2kg用米袋 (H350mm×W240mm)

(1) 表面

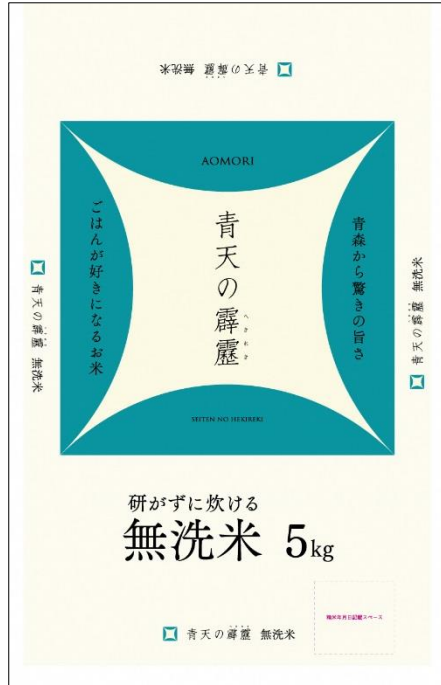


(2) 裏面

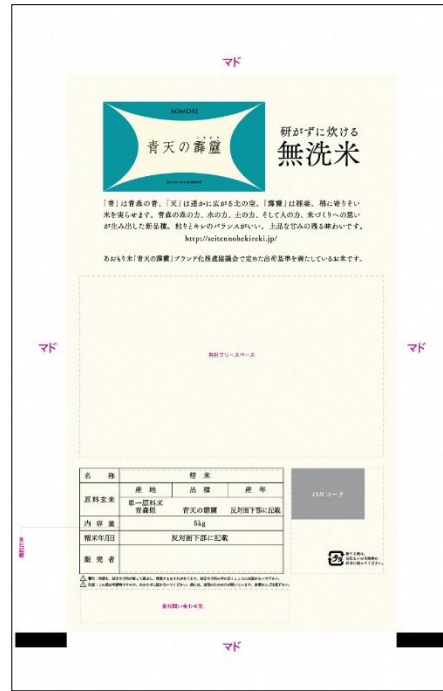


3 5 k g 無洗米用米袋 (H470mm×W300mm)

(1) 表面

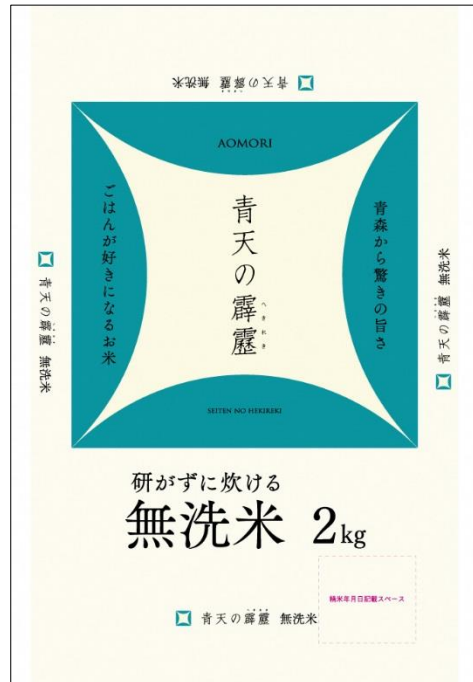


(2) 裏面



4 2 k g 無洗米用米袋 (H350mm×W240mm)

(1) 表面

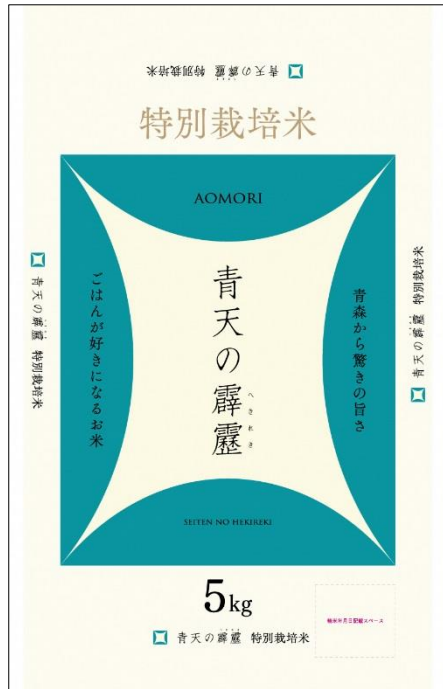


(2) 裏面

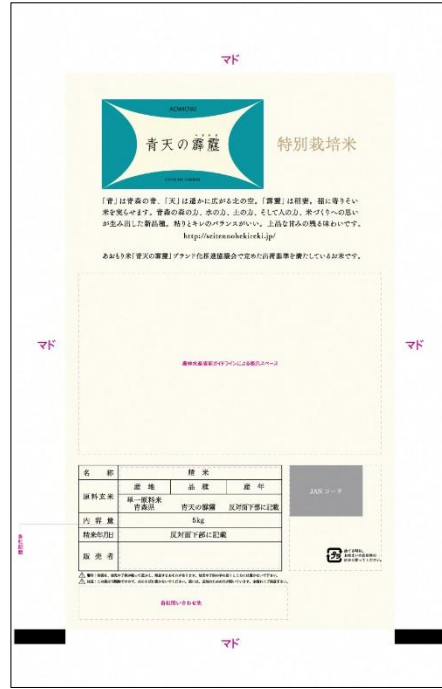


5 5 k g 特別栽培米用米袋 (H470mm×W300mm)

(1) 表面

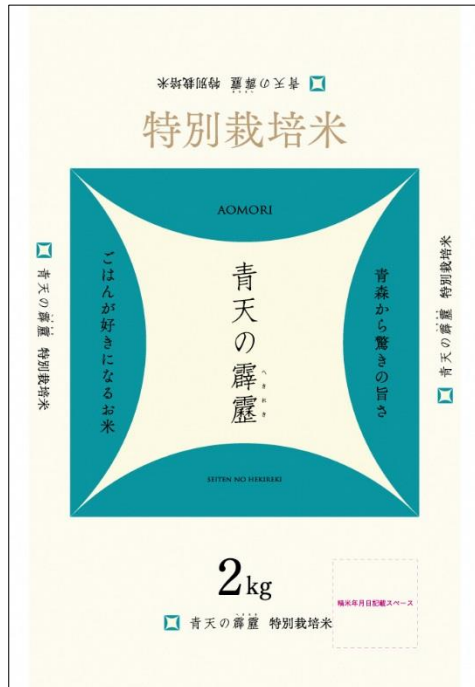


(2) 裏面



6 2 k g 特別栽培米用米袋 (H350mm×W240mm)

(1) 表面

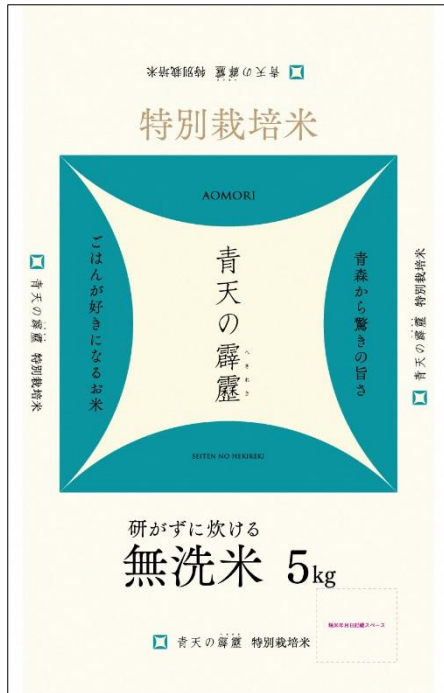


(2) 裏面

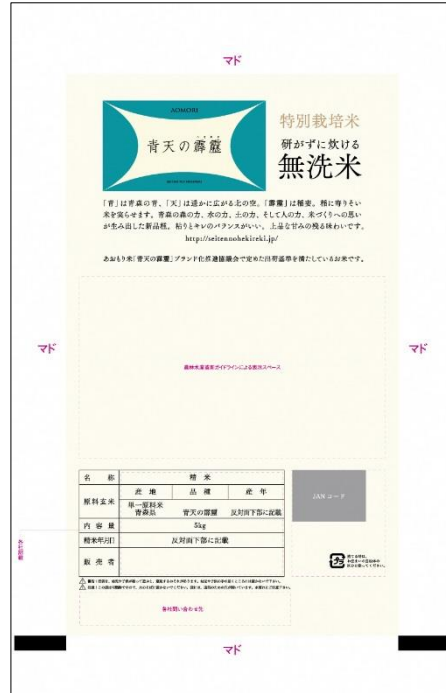


7 5kg 特別栽培米・無洗米用米袋 (H470mm×W300mm)

(1) 表面

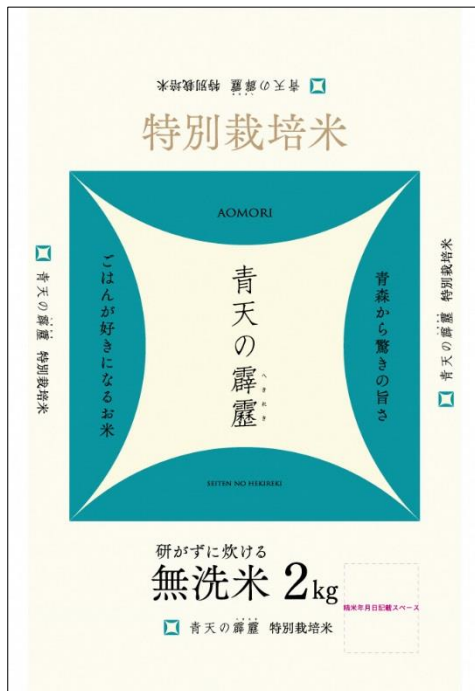


(2) 裏面

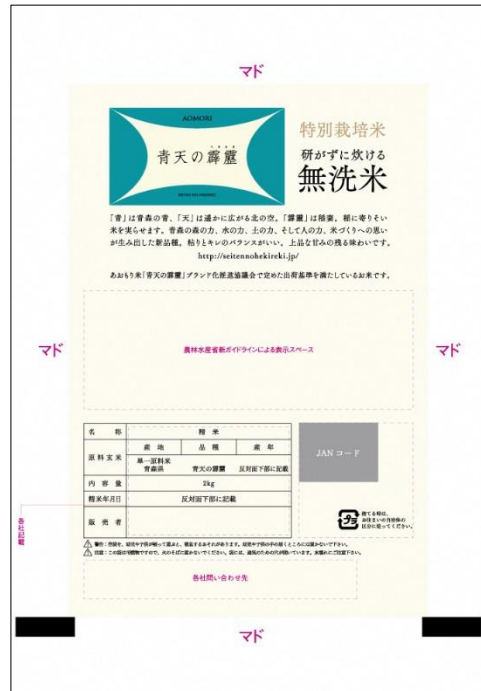


8 2kg 特別栽培米・無洗米用米袋 (H350mm×W240mm)

(1) 表面



(2) 裏面



(別記様式第1-1号(第4条関係))

「青天の霹靂」デザインの商標使用許可申請書

年 月 日

総合販売戦略課長 殿

申請者 住所(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)
氏名(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名) 印
電話番号

「青天の霹靂」デザインの商標使用に関する管理要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、使用に当たっては、「青天の霹靂」デザインの商標使用に関する管理要綱の規定を遵守することを誓約します。

記

- 1 申請者(法人、団体)の概要
- 2 使用目的(品目、イベント名など)
- 3 使用する形態
※使用する商品等の見本(実物又は写真、図案等)を必ず添付すること。
- 4 使用数量
- 5 使用期間
- 6 その他特記事項

(別記様式第1-2号(第4条関係))

「青天の霹靂」デザインの商標使用許可申請書
(米袋用統一デザイン)

年 月 日

総合販売戦略課長 殿

申請者 住所(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)
氏名(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名) 印
電話番号

「青天の霹靂」デザインの商標使用に関する管理要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、使用に当たっては、「青天の霹靂」デザインの商標使用に関する管理要綱の規定を遵守することを誓約します。

記

- 1 申請者(法人、団体)の概要
- 2 使用目的(精米の販売、米袋の販売など)
- 3 使用期間
- 4 使用数量

	一般栽培米		特別栽培米	
精米	2 kg	袋	2 kg	袋
	5 kg	袋	5 kg	袋
無洗米	2 kg	袋	2 kg	袋
	5 kg	袋	5 kg	袋

- 5 米の仕入先及び仕入数量

仕入先会社名	仕入先住所	仕入数量

- 6 その他特記事項

(別記様式第2号(第5条関係))

番 号
平成 年 月 日

殿

青森県農林水産部
総合販売戦略課長 印

「青天の霹靂」デザインの商標使用許可書

平成 年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり使用を許可します。

なお、使用に当たっては、「青天の霹靂」デザインの商標使用に関する管理要綱の規定を遵守してください。

記

- 申請者
(住所及び氏名)
- 使用目的
- 使用する形態
- 使用数量
- 使用期間
年 月 日～ 年 月 日
- 使用許可番号

(別記様式第3号(第5条関係))

番 号
平成 年 月 日

殿

青森県農林水産部
総合販売戦略課長 印

「青天の霹靂」デザインの商標使用不許可通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった「青天の霹靂」デザインの商標使用許可申請について、下記の理由により不許可としたので通知します。

記

不許可の理由

(別記様式第4号(第8条関係))

「青天の霹靂」デザインの商標使用許可変更申請書

年 月 日

総合販売戦略課長 殿

申請者 住所(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)
氏名(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名) 印
電話番号

平成 年 月 日に使用許可を受けた事項について、下記のとおり変更したいので、「青天の霹靂」デザインの商標使用に関する管理要綱第8条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 使用許可番号
- 2 使用許可商品等
- 3 変更する事項
※使用許可書及び変更後の商品等の見本(実物または写真、図案等)を必ず添付すること。
- 4 変更の理由
- 5 備考

(別記様式第5号(第9条関係))

「青天の霹靂」デザインの商標使用中止届

年 月 日

総合販売戦略課長 殿

申請者 住所(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)
氏名(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名) 印
電話番号

年 月 日に許可を受けた本件商標の使用を中止するので、「青天の霹靂」デザインの商標使用に関する管理要綱第9条の規定により、許可書を添えて届け出します。

記

- 1 使用許可番号
- 2 使用許可商品等
- 3 使用中止の理由
- 4 備考